

報告第2号

専決処分(損害賠償の額の決定及び和解)の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき議会が指定した市長の専決処分事項の項目である下記の事件を次のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月20日提出

備前市長 吉 村 武 司

記

専決第7号 交通事故損害賠償額の決定及び和解

専決第8号 物損事故損害賠償額の決定及び和解

専決第9号 交通事故損害賠償額の決定及び和解

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和5年1月27日

備前市長 吉 村 武 司

専決 番号	事 件 名	賠 償 金	保 険 等 補 填 額	相 手 方	事 件 の 概 要
7	交通事故 損害賠償 額の決定 及び和解	円 109,340	円 109,340	和気郡和気町***** *****	令和4年11月7日11時45分頃、備前焼伝統産業 会館駐車場に公用車を駐車しようとしたところ、後方確認不足により相手方車両と接触し、 当該車両を破損させたもの

報告第2号参考資料

(専決第7号関係)

位置図



事故現場見取図



地図出典：国土地理院地図

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和5年1月27日

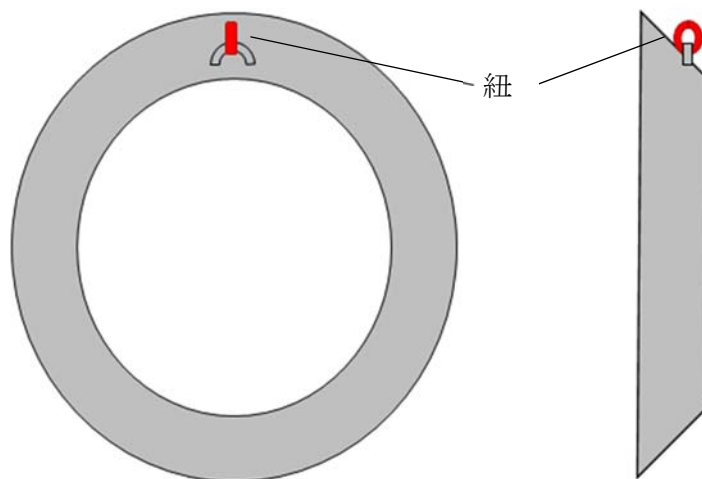
備前市長 吉 村 武 司

専決 番号	事 件 名	賠 償 金	保 険 等 補 填 額	相 手 方	事 件 の 概 要
8	物損事故 損害賠償 額の決定 及び和解	円 150,000	円 150,000	備前市***** *****	令和4年12月28日15時30頃、備前焼ミュージアム2階展示室にて企画展準備のため相手方から借用した備前焼作品の展示作業中に作品が落下し、破損させたもの

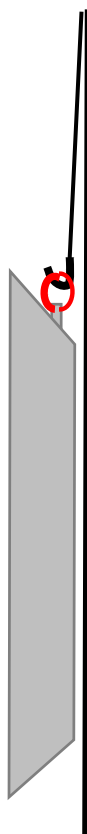
報告第2号参考資料
(専決第8号関係)

展示室展示ケース内の壁面に借用作品を吊り下げようとしたところ、借用作品に取り付けられていた紐が解け、作品が落下した。

<作品の背面図と側面図>



<展示の側面図>



専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和5年1月27日

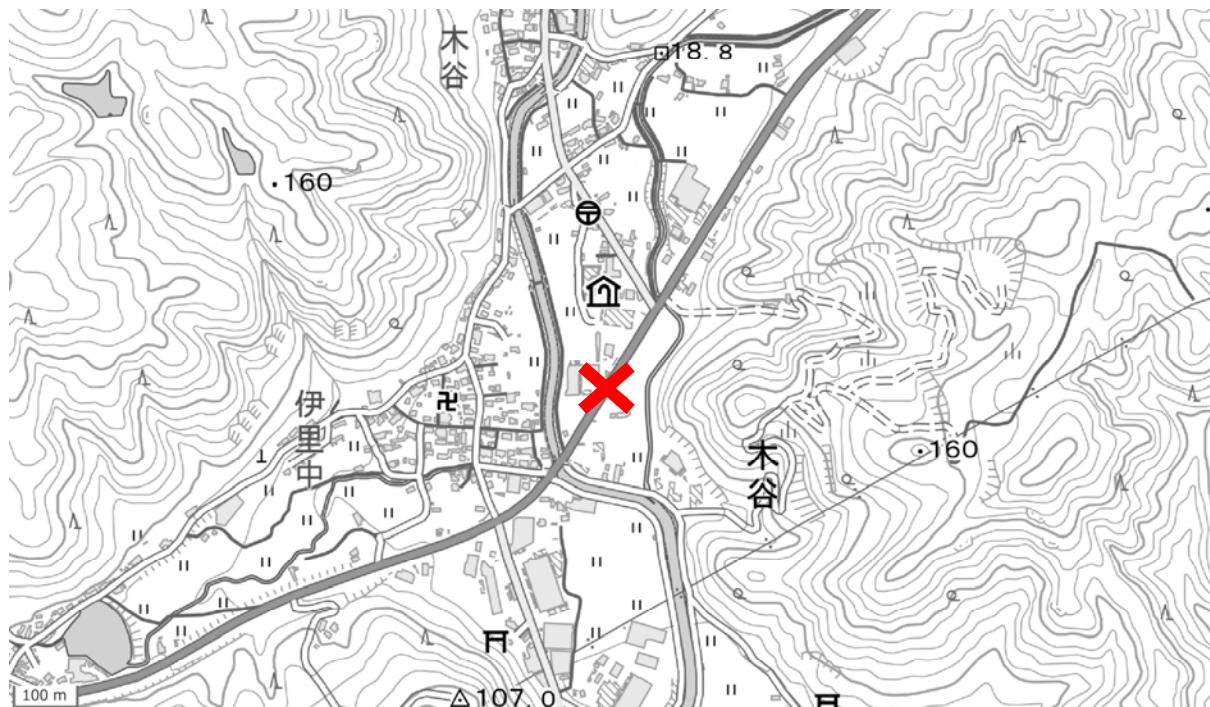
備前市長 吉村 武司

専決 番号	事 件 名	賠 償 金	保険等補償額	相 手 方	事 件 の 概 要
9	交通事故 損害賠償 額の決定 及び和解	円 40,040	円 40,040	大阪府高槻市***** *****	令和4年10月4日6時35分頃、生徒送迎のため国道2号をスクールバスで三石方面へ走行中、伊里中地内の店舗から相手方車両が十分な車間距離を確保しないまま侵入を試みたため、運転手のブレーキが間に合わず、相手方車両の左後方とスクールバスの右前方が接触したもの

報告第2号参考資料

(専決第9号関係)

位置図



事故現場見取図



地図出典：国土地理院地図